



アイヌ施策推進室

- アイヌ施策推進法に基づき、アイヌ施策推進地域計画の認定及び交付金に関する事務を行っています。

Cabinet Office

アイヌ施策推進地域計画の認定

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(平成31年法律第16号)第7条の規定に基づき、政府が定めることとしている「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針」が令和元年9月6日に定められました。市町村はこの基本方針に基づき、当該市町村の区域内におけるアイヌ施策を推進するための計画(アイヌ施策推進地域計画)を作成し内閣総理大臣の認定を受けます。

アイヌ政策推進交付金の交付

認定を受けた「アイヌ施策推進地域計画」に基づき市町村が実施する事業に対して交付金を交付します(交付率は8/10、市町村の負担部分については地方財政措置あり。)。文化振興や福祉施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含めた市町村の以下に掲げる取組を支援しています。

- **支援する取組**
 - ・ 伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援
 - ・ アイヌ文化の体験交流
 - ・ アイヌ文化関連の観光プロモーションの実施
 - ・ アイヌの観光振興、コミュニティ活動支援のためのバス運営
 - ・ アイヌ文化のブランド化推進
 - ・ 木工芸品等の材料供給システムの整備
 - ・ アイヌの人々と地域住民との交流の場の整備
 - ・ アイヌ高齢者のコミュニティ活動への支援
 - ・ アイヌ文化等を担う人材育成のための子どもの学習支援



アイヌの伝統的家屋(チセ)

法律の特例措置等

「アイヌ施策推進地域計画」に以下に掲げる事項を記載し認定を受けた場合、法律上の特例措置等が受けられます。

- **法律上の特例措置**
 - ・ 国有林野における林産物の採取に関する特例
 - ・ 伝統的儀式等のためのさけの捕獲に関する配慮
 - ・ 地域団体商標の出願に係る手数料・登録料の減免